

第31回定時株主総会招集ご通知に際しての 電子提供措置事項

当社の新株予約権等に関する事項
責任限定契約の内容の概要
役員等賠償責任保険契約の内容の概要
社外役員に関する事項
会計監査人に関する事項
業務の適正を確保するための体制
会社の支配に関する基本方針
連結計算書類
計算書類
監査報告

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

株式会社デジタルガレージ

上記事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載していません。
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

当社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況（2026年3月31日現在）
会社法に基づく新株予約権

発行決議日	2012年5月31日		2013年5月31日	
新株予約権の総数	55個		65個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 11,000株 (新株予約権1個につき200株)		普通株式 13,000株 (新株予約権1個につき200株)	
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 158,000円 (1株当たり790円)		新株予約権1個当たり 301,800円 (1株当たり1,509円)	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 200円 (1株当たり1円)		新株予約権1個当たり 200円 (1株当たり1円)	
新株予約権の行使期間	2012年6月30日から 2037年6月29日まで		2013年6月29日から 2038年6月28日まで	
行使の主な条件	※1		※1	
役員 の 保 有 状 況	取締役 (監査等委員 を除く)	取締役 (社外取締役 を除く)	新株予約権の数 : 10個 目的となる株式数 : 2,000株 保有者数 : 1人	新株予約権の数 : 30個 目的となる株式数 : 6,000株 保有者数 : 1人
		社外取締役	新株予約権の数 : 一個 目的となる株式数 : 一株 保有者数 : 一人	新株予約権の数 : 一個 目的となる株式数 : 一株 保有者数 : 一人
	取締役(監査等委員) ※2		新株予約権の数 : 35個 目的となる株式数 : 7,000株 保有者数 : 1人	新株予約権の数 : 10個 目的となる株式数 : 2,000株 保有者数 : 1人

- ※1 本新株予約権の権利行使時においては、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、行使することができる。上記の他、権利行使の条件については、当社と本新株予約権割当ての対象となる当社の取締役又は執行役員との間で個別に締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- ※2 監査等委員である取締役の保有する新株予約権は、監査等委員である取締役就任前に当社取締役としての地位に基づいて割当てを受けたものであります。

会社法に基づく新株予約権

発行決議日	2014年6月12日		2015年5月29日	
新株予約権の総数	19,800個		37,000個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 19,800株 (新株予約権1個につき1株)		普通株式 37,000株 (新株予約権1個につき1株)	
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 1,530円 (1株当たり1,530円)		新株予約権1個当たり 1,688円 (1株当たり1,688円)	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 1円 (1株当たり1円)		新株予約権1個当たり 1円 (1株当たり1円)	
新株予約権の行使期間	2014年6月28日から 2064年6月27日まで		2015年6月27日から 2065年6月26日まで	
行使の主な条件	※1		※1	
役員 の 保 有 状 況	取締役 (監査等委員 を除く)	取締役 (社外取締役 を除く)	新株予約権の数 : 6,000個 目的となる株式数 : 6,000株 保有者数 : 1人	新株予約権の数 : 8,500個 目的となる株式数 : 8,500株 保有者数 : 1人
		社外取締役	新株予約権の数 : 一個 目的となる株式数 : 一株 保有者数 : 一人	新株予約権の数 : 一個 目的となる株式数 : 一株 保有者数 : 一人
	取締役(監査等委員) ※2		新株予約権の数 : 7,200個 目的となる株式数 : 7,200株 保有者数 : 1人	新株予約権の数 : 20,000個 目的となる株式数 : 20,000株 保有者数 : 1人

※1 本新株予約権の権利行使時においては、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、行使することができる。上記の他、権利行使の条件については、当社と本新株予約権割当ての対象となる当社の取締役又は執行役員との間で個別に締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

※2 監査等委員である取締役の保有する新株予約権は、監査等委員である取締役就任前に当社取締役としての地位に基づいて割当てを受けたものであります。

会社法に基づく新株予約権

発行決議日	2016年5月19日		2016年9月29日	
新株予約権の総数	12,000個		58,300個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 12,000株 (新株予約権1個につき1株)		普通株式 58,300株 (新株予約権1個につき1株)	
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 2,177円 (1株当たり2,177円)		新株予約権1個当たり 1,880円 (1株当たり1,880円)	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 1円 (1株当たり1円)		新株予約権1個当たり 1円 (1株当たり1円)	
新株予約権の行使期間	2016年6月18日から 2066年6月17日まで		2016年10月22日から 2066年10月21日まで	
行使の主な条件	※1		※1	
役員 の 保 有 状 況	取締役 (監査等委員 を除く)	取締役 (社外取締役 を除く)	新株予約権の数 : 6,000個 目的となる株式数 : 6,000株 保有者数 : 1人	新株予約権の数 : 39,100個 目的となる株式数 : 39,100株 保有者数 : 3人
		社外取締役	新株予約権の数 : 一個 目的となる株式数 : 一株 保有者数 : 一人	新株予約権の数 : 一個 目的となる株式数 : 一株 保有者数 : 一人
	取締役(監査等委員) ※2		新株予約権の数 : 1,000個 目的となる株式数 : 1,000株 保有者数 : 1人	新株予約権の数 : 11,500個 目的となる株式数 : 11,500株 保有者数 : 1人

※1 本新株予約権の権利行使時においては、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、行使することができる。上記の他、権利行使の条件については、当社と本新株予約権割当ての対象となる当社の取締役又は執行役員との間で個別に締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

※2 監査等委員である取締役の保有する新株予約権は、監査等委員である取締役就任前に当社取締役としての地位に基づいて割当てを受けたものであります。

会社法に基づく新株予約権

発行決議日	2017年9月22日		2018年6月22日	
新株予約権の総数	50,300個		30,800個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 50,300株 (新株予約権1個につき1株)		普通株式 30,800株 (新株予約権1個につき1株)	
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 2,357円 (1株当たり2,357円)		新株予約権1個当たり 4,251円 (1株当たり4,251円)	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 1円 (1株当たり1円)		新株予約権1個当たり 1円 (1株当たり1円)	
新株予約権の行使期間	2017年10月11日から 2067年10月10日まで		2018年7月10日から 2068年7月9日まで	
行使の主な条件	※1		※1	
役員 の 保 有 状 況	取締役 (監査等委員 を除く)	取締役 (社外取締役 を除く)	新株予約権の数 : 35,300個 目的となる株式数 : 35,300株 保有者数 : 3人	新株予約権の数 : 26,600個 目的となる株式数 : 26,600株 保有者数 : 4人
		社外取締役	新株予約権の数 : 一個 目的となる株式数 : 一株 保有者数 : 一人	新株予約権の数 : 一個 目的となる株式数 : 一株 保有者数 : 一人
	取締役(監査等委員) ※2		新株予約権の数 : 8,200個 目的となる株式数 : 8,200株 保有者数 : 1人	新株予約権の数 : 一個 目的となる株式数 : 一株 保有者数 : 一人

※1 本新株予約権の権利行使時においては、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、行使することができる。上記の他、権利行使の条件については、当社と本新株予約権割当ての対象となる当社の取締役又は執行役員との間で個別に締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

※2 監査等委員である取締役の保有する新株予約権は、監査等委員である取締役就任前に当社取締役としての地位に基づいて割当てを受けたものであります。

会社法に基づく新株予約権

発行決議日	2019年6月21日		2020年6月23日	
新株予約権の総数	46,400個		49,200個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 46,400株 (新株予約権1個につき1株)		普通株式 49,200株 (新株予約権1個につき1株)	
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 3,591円 (1株当たり3,591円)		新株予約権1個当たり 3,663円 (1株当たり3,663円)	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 1円 (1株当たり1円)		新株予約権1個当たり 1円 (1株当たり1円)	
新株予約権の行使期間	2019年7月9日から 2069年7月8日まで		2020年7月16日から 2070年7月15日まで	
行使の主な条件	※		※	
役員 の 保 有 状 況	取締役 (監査等委員 を除く)	取締役 (社外取締役 を除く)	新株予約権の数 : 40,000個 目的となる株式数 : 40,000株 保有者数 : 4人	新株予約権の数 : 43,400個 目的となる株式数 : 43,400株 保有者数 : 5人
		社外取締役	新株予約権の数 : 一個 目的となる株式数 : 一株 保有者数 : 一人	新株予約権の数 : 一個 目的となる株式数 : 一株 保有者数 : 一人
	取締役(監査等委員)	新株予約権の数 : 一個 目的となる株式数 : 一株 保有者数 : 一人	新株予約権の数 : 一個 目的となる株式数 : 一株 保有者数 : 一人	

※ 本新株予約権の権利行使時においては、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、行使することができる。上記の他、権利行使の条件については、当社と本新株予約権割当ての対象となる当社の取締役との間で個別に締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

会社法に基づく新株予約権

発行決議日	2021年6月23日		2022年6月22日	
新株予約権の総数	40,400個		60,700個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 40,400株 (新株予約権1個につき1株)		普通株式 60,700株 (新株予約権1個につき1株)	
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 4,767円 (1株当たり4,767円)		新株予約権1個当たり 3,732円 (1株当たり3,732円)	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 1円 (1株当たり1円)		新株予約権1個当たり 1円 (1株当たり1円)	
新株予約権の行使期間	2021年7月16日から 2071年7月15日まで		2022年7月16日から 2072年7月15日まで	
行使の主な条件	※		※	
役員 の 保有 状況	取締役 (監査等委員 を除く)	取締役 (社外取締役 を除く)	新株予約権の数 : 35,800個 目的となる株式数 : 35,800株 保有者数 : 5人	新株予約権の数 : 55,500個 目的となる株式数 : 55,500株 保有者数 : 5人
		社外取締役	新株予約権の数 : 一個 目的となる株式数 : 一株 保有者数 : 一人	新株予約権の数 : 一個 目的となる株式数 : 一株 保有者数 : 一人
	取締役(監査等委員)	新株予約権の数 : 一個 目的となる株式数 : 一株 保有者数 : 一人	新株予約権の数 : 一個 目的となる株式数 : 一株 保有者数 : 一人	

※ 本新株予約権の権利行使時においては、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、行使することができる。上記の他、権利行使の条件については、当社と本新株予約権割当ての対象となる当社の取締役との間で個別に締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

会社法に基づく新株予約権

発行決議日	2023年6月23日		2024年6月21日	
新株予約権の総数	61,000個		93,000個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 61,000株 (新株予約権1個につき1株)		普通株式 93,000株 (新株予約権1個につき1株)	
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 3,962円 (1株当たり3,962円)		新株予約権1個当たり 2,560円 (1株当たり2,560円)	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 1円 (1株当たり1円)		新株予約権1個当たり 1円 (1株当たり1円)	
新株予約権の行使期間	2023年7月13日から 2073年7月12日まで		2024年7月13日から 2074年7月12日まで	
行使の主な条件	※		※	
役員 の 保有 状況	取締役 (監査等委員 を除く)	取締役 (社外取締役 を除く)	新株予約権の数 : 56,000個 目的となる株式数 : 56,000株 保有者数 : 5人	新株予約権の数 : 93,000個 目的となる株式数 : 93,000株 保有者数 : 5人
		社外取締役	新株予約権の数 : 一個 目的となる株式数 : 一株 保有者数 : 一人	新株予約権の数 : 一個 目的となる株式数 : 一株 保有者数 : 一人
	取締役(監査等委員)	新株予約権の数 : 一個 目的となる株式数 : 一株 保有者数 : 一人	新株予約権の数 : 一個 目的となる株式数 : 一株 保有者数 : 一人	

※ 本新株予約権の権利行使時においては、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、行使することができる。上記の他、権利行使の条件については、当社と本新株予約権割当ての対象となる当社の取締役との間で個別に締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

会社法に基づく新株予約権

発行決議日	2025年6月26日		
新株予約権の総数	40,659個		
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 40,659株 (新株予約権1個につき1株)		
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 4,083円 (1株当たり4,083円)		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 1円 (1株当たり1円)		
新株予約権の行使期間	2025年7月12日から 2075年7月11日まで		
行使の主な条件	※		
役員 の 保 有 状 況	取締役 (監査等委員 を除く)	取締役 (社外取締役 を除く)	新株予約権の数 : 40,659個 目的となる株式数 : 40,659株 保有者数 : 4人
		社外取締役	新株予約権の数 : 一個 目的となる株式数 : 一株 保有者数 : 一人
	取締役(監査等委員)		新株予約権の数 : 一個 目的となる株式数 : 一株 保有者数 : 一人

※ 本新株予約権の権利行使時においては、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、行使することができる。上記の他、権利行使の条件については、当社と本新株予約権割当ての対象となる当社の取締役との間で個別に締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

- (2) **当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**
該当事項はありません。
- (3) **その他新株予約権等に関する重要な事項**
該当事項はありません。

当社の会社役員に関する事項

(1) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役西田光志氏、森山博暢氏、池田雅子氏及び石戸奈々子氏並びに取締役（監査等委員）六彌太恭行氏、井上準二氏、牧野宏司氏及び内野州馬氏と会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定される最低責任限度額としており、責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとしております。

なお、取締役森山博暢氏は、2026年4月1日付で社外取締役から常勤の取締役に異動したことに伴い、同日付で同契約は終了しております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。その契約の内容の概要等は、以下のとおりであります。

① 被保険者の範囲

当社及び連結子会社の取締役、監査役、執行役員等

② 保険契約の内容の概要

当該保険契約により被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求、被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求については、填補の対象としないこととしております。なお、保険料は全額を当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

各社外取締役について、重要な兼職先として記載している法人等と当社との間に開示すべき関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	活動状況（果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要を含む）
取締役 西田 光志	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席いたしました。必要に応じ、経営者としての豊富な経験及びシステム開発、決裁に関わる開発プロジェクトの幅広い見識から発言を行うなど、当社の経営の適切な監督という役割を適切に果たしております。
取締役 森山 博暢	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席いたしました。必要に応じ、会社経営、金融領域及び日本のスタートアップにおける専門的知見、経験から発言を行うなど、当社の経営の適切な監督という役割を適切に果たしております。
取締役 池田 雅子	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席いたしました。必要に応じ、弁護士としての専門的見地から発言を行うなど、当社の経営の適切な監督という役割を適切に果たしております。
取締役 石戸 奈々子	2025年6月26日就任以降に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。必要に応じ、学識経験者としてのIT・デジタル分野における専門的知見から発言を行うなど、当社の経営の適切な監督という役割を適切に果たしております。
取締役（監査等委員） 井上 準二	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に、監査等委員会17回のうち17回に出席いたしました。必要に応じ、経営者としての豊富な経験及び海外ビジネスの幅広い見識から発言を行うなど、当社の経営の適切な監督という役割を適切に果たしております。
取締役（監査等委員） 牧野 宏司	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に、監査等委員会17回のうち17回に出席いたしました。必要に応じ、公認会計士としての専門的見地から発言を行うなど、当社の経営の適切な監督という役割を適切に果たしております。
取締役（監査等委員） 内野 州馬	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に、監査等委員会17回のうち17回に出席いたしました。必要に応じ、会社経営及び財務会計についての豊富な知見から発言を行うなど、当社の経営の適切な監督という役割を適切に果たしております。

会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 86百万円

② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 174百万円

※1 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額の区分をしておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

※2 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 子会社の会計監査人

当社の重要な子会社のうち、海外子会社2社は、EY新日本有限責任監査法人以外の公認会計士又は監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するもの含む)による計算関係書類の監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員会は監査等委員全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めるときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- (1) **当社の取締役及び従業員（以下「役職員」という）並びに当社子会社の取締役等（会社法施行規則第110条の4第2項第5号イに定める「取締役等」をいう。以下同じ）及び従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

当社の役職員並びに当社子会社の取締役等及び従業員は、社会の構成員である企業人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動することが求められます。当社は、このような認識に基づき、社会規範・倫理として法令などの厳守により公正かつ適切な経営の実現と市民社会との調和を図ることを行動規範とし、当社の役職員並びに当社子会社の取締役等及び従業員に適用される具体的な行動規範として「コンプライアンス・プログラム」を策定し業務の運営を行います。

また、当社は、事業持株会社として、その徹底を図るために、当社の各部門及び当社子会社を事業セグメントその他の区分（以下「事業区分」という）により分類した上で、コーポレート本部長がコンプライアンスの取組みを各部門及び当社子会社を横断的に統括することとし、コーポレート本部の担当者は、各部門及び当社子会社と連携し当社の役職員並びに当社子会社の取締役等及び従業員の教育・啓発を行います。

当社の取締役会は、各事業区分別に当社グループ内の各部門及び事業会社を統括し、コーポレート本部は、各事業区分別に各部門及び当社グループ各社のコンプライアンスの状況を監査又は把握します。当社の取締役及びコーポレート本部は、これらの活動について、定期的に当社の取締役会及び当社の監査等委員会に報告します。

当社は、当社グループ内における法令遵守上の疑義のある行為等について、法定の事項に加え、当社及び当社グループ各社に重大な影響を及ぼす事項並びにコンプライアンスの状況について、当社グループ各社の従業員がリスクマネジメント委員会事務局又は社外窓口である法律事務所に対して直接報告を行う手段、報告が秘匿、保護されること及びその報告者に不利益がないことを確保する体制を整備するとともに、当社のリスクマネジメント委員会が報告者から受け付けた情報を速やかに社長執行役員及び監査等委員である取締役に対して報告するものとします。

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断するとともに、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

- (2) **当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

当社の取締役は、文書管理規程等社内規程に従い、当社の取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という）に適切に記録、保存し、かつ管理します。管理責任者は、文書管理規程により、当社の取締役等（監査等委員である取締役を含む）が必要に応じて、これらの文書等を閲覧できる状態を維持するものとします。

(3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社の役職員並びに当社子会社の取締役等及び従業員のコンプライアンス、情報セキュリティ及び災害等に係るリスクに対応するために、コーポレート本部にて、規則・ガイドラインの整備を行います。また、コーポレート本部が、マニュアルの作成・配布を行うとともに、当社及び当社子会社において、これらの規則・ガイドラインが効率的に機能するための研修を実施し、リスク状況の監視及びその運用を行うものとし、また、新たに生じたリスクにおいては、当社取締役会において速やかに対応責任者となる取締役又は執行役員を定めるものとし、また、

(4) 当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会は、当社グループのすべての役員及び従業員が共有する目標を定め、各事業区分の担当取締役又は担当執行役員は、その目標の達成のために各部門の責任者及び事業区分の当社子会社の取締役と協同で、具体的な目標を設定し、各部門及び当社子会社は、目標達成のための効率的な方法を定めるものとし、また、当社の取締役会は、定期的に進捗状況をレビューして、各事業区分の担当取締役又は担当執行役員を通じて各部門の責任者及び各事業区分の当社子会社の取締役に対して助言を行うとともに、必要に応じて改善を促すことにより、当社グループとしての業務の効率化を実現するシステムを構築するものとし、また、

(5) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社の各部門及び当社子会社を事業区分により分類し、各事業区分を担当する取締役又は執行役員を任命しております。事業区分担当の取締役又は執行役員は、当社の取締役会あるいは経営会議において業務の効率化、各部門及び当社子会社各社の法令遵守体制、リスク管理体制の適正を確保するとともに、これを監視します。また、コーポレート本部は、これらを横断的に推進し、定期的に進捗状況をレビューしその管理を行うものとし、また、当社グループ各社の経営については、その自主性を尊重しつつ、当社が事業内容の定期的な報告を受けるものとし、また、

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び従業員に関する事項、当該従業員の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社の監査等委員会は、内部監査室の従業員に職務に必要な事項を命令することができるものとし、監査等委員会より職務に必要な命令を受けた従業員は、他の部署の従業員を兼務せず、その命令に関して、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従い、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の指揮命令は受けないものとし、また、必要に応じて、当社の監査等委員会の職務補助のため監査等委員会スタッフを置くこととし、その人事については、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）と当社の監査等委員会が意見交換を行うものとし、また、

- (7) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）、及び従業員、並びに当社子会社の取締役、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者（以下「役職員等」という）が当社の監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制、並びにこれらの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）、及び従業員、並びに当社子会社の役職員等が、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項並びにコンプライアンスの状況について、出来るだけ速やかに報告する体制を整備するものとします。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）と当社の監査等委員会との協議により決定します。
- ② 当社は、前項の報告に伴い報告者が不利な取り扱いを受けない体制を確保し、その体制を当社グループ内のすべての役員及び従業員に周知徹底します。
- (8) **その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
当社の監査等委員会と当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は、当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するため、定期的な意見交換会を設定するものとします。
- (9) **財務報告の信頼性を確保するための体制**
当社は、当社及び当社グループの財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの構築及び運用を整備、推進します。
- (10) **当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**
- ① 当社の監査等委員がその職務の執行に伴い、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、当社は、速やかに当該費用又は債務を処理することとします。
- ② 当社の監査等委員会が独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を監査等委員会のために顧問とすることを求めた場合、当社は、当社の監査等委員会の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、その費用を負担するものとします。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

(1) 法令遵守体制について

当社の役職員の行動規範である「コンプライアンス・プログラム」の運用状況をグループ横断的に監査、確認すること、また、当社グループの役職員への啓蒙活動の徹底を図ることを目的として、コンプライアンス委員会を設置し、運用しております。コンプライアンス委員会は毎月開催し、各種法令遵守の状況の確認、全社的な対応策の検討等を実施いたしました。

(2) 監査等委員会の職務の執行について

監査等委員は、監査計画に基づき監査を実施するとともに、定時取締役会後に監査等委員会を開催し、必要に応じて監査内容について、代表取締役、取締役、幹部社員と面談し意見交換を実施いたしました。また、監査等委員は四半期毎に会計監査人と面談し、監査結果の報告を受けるとともに、意見交換を実施いたしました。

(3) グループ会社の管理体制について

グループ会社の管理については、主管部門である経営企画部を中心に、毎月開催される定時取締役会において、グループ各社の業績及び営業状況を報告いたしました。また、グループ会社において重要な決議等を実施する場合には、事前に報告を受け、必要に応じて意見交換を実施いたしました。

(4) 内部監査の実施について

内部監査室が期初に作成した監査計画に基づき、当社及びグループ会社の内部監査を実施いたしました。

(5) 財務報告に係る内部統制について

財務報告に係る内部統制基本規程に基づき策定された評価の基本計画に則り、当社及びグループ会社の内部統制評価を実施し、評価結果を取締役会において報告いたしました。

(6) 反社会的勢力の排除について

当社グループの「コンプライアンス・プログラム」に基づき、反社会的勢力とは一切関係を断つとともに、反社会的勢力からの不当要求に備え、警察や外部専門機関と適宜意見交換をし、緊密な連携関係の強化を実施いたしました。

会社の支配に関する基本方針

会社の支配に関する基本方針

① 会社の支配に関する基本方針

当社は、上場会社として当社の株主は市場における自由な取引を通じて決定されるものと考えており、大量買付者により当社株式の大量買付行為が行われる場合であっても、これを受け入れて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断によるものと考えております。また、大量買付者による経営への関与は、必ずしも企業価値を毀損するものではなく、それが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上につながるものであれば、何ら否定するものではありません。しかしながら、対象会社との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、一方的に行われる大量買付行為の中には、株主の皆様に対してその目的や買収後の経営方針等についての十分な情報開示がなされていないもの、対象会社の取締役会が大量買付行為の内容を検討した上で代替案を提供するための十分な時間を提供しないものなど、不適切と考えられる事例も少なくありません。

当社の財務及び事業方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の掲げるパーパス（存在意義）を理解し、様々なステークホルダーとの間で、円滑な関係を構築することにより、社会に貢献し、当社の企業価値の最大化を図るとともに、株主の共同の利益を確保するものでなければならないと考えております。したがって、当社の企業価値が不用意に毀損され、株主にとって不利益を生じさせる大量買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えます。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、当社グループ全体としての事業の拡大と収益性の向上を目指し、また、将来のグループの収益の柱となる事業の創造を積極的に行うことにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を目指し、多数の投資家の皆様当社株式を長期継続して保有していただくため、以下の施策を実施しております。

イ. 当社の経営の基本方針

当社グループでは、「持続可能な社会に向けた“新しいコンテクスト”をデザインし、テクノロジーで社会実装する」ことをパーパス（存在意義）として掲げております。企業と人、そして情報を有機的に結びつける「コンテクストカンパニー」であることが、業務を行う上での基本コンセプトであります。インターネット業界の黎明期からの実績に基づくソリューションノウハウと、最新のネットワーク技術を有効に活用することにより、種々複雑な情報を有機的に結びつけ、企業と人と情報、これら三者の存在価値を相互に、より高め得る機能を開発することを、業務の目的としてまいりました。常に時代の数歩先に視点を合わせ、コンテクストの対象を冷静かつ的確に選別し、人と環境とデジタル情報化社会が共存できる、快適な社会に貢献し得るサービスを構築することが、当社の経営における基本方針であります。

ロ. 中長期的な企業価値向上のための取組み

当社は、「First Penguin Spiritを持って Technology × ESG × Incubation を地球視点で融合させ持続可能な“ビジネスコンテクスト”を創造し続ける」ことをミッション&バリューズとして掲げ、最先端のインターネット技術と、世の中の動きの一步先を読んだマーケティング技術、信頼性の高いファイナンス技術を核とし、リアルスペース（現実空間）とサイバースペース（仮想空間）の接点で新たなコンテクストを編み出すことが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることにつながると考えております。

ハ. 不適切な者によって当該株式会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社株式等に対して大量買付行為が行われた際には、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保するために、積極的な情報収集と適時適切な情報開示に努めるとともに、金融商品取引法、会社法、その他関係法令及び当社定款の許す範囲内において適切な処置を講じてまいります。

③ 上記取組みについての取締役会の判断

上記の各取組みは、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではなく、いずれも①の基本方針に沿うものであります。

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2026年3月31日現在)

単位：百万円

科 目	金 額
(資 産)	
流動資産	132,472
現金及び現金同等物	40,469
営業債権及びその他の債権	35,695
棚卸資産	316
営業投資有価証券	53,505
その他の金融資産	285
未収法人所得税等	784
その他の流動資産	1,419
非流動資産	86,231
有形固定資産	11,997
のれん	7,844
無形資産	11,390
投資不動産	1,990
持分法で会計処理されている投資	37,356
その他の金融資産	14,761
繰延税金資産	181
その他の非流動資産	711
資産合計	218,703

科 目	金 額
(負 債)	
流動負債	87,868
社債及び借入金	26,366
営業債務及びその他の債務	54,364
その他の金融負債	1,869
未払法人所得税等	387
その他の流動負債	4,882
非流動負債	53,139
社債及び借入金	35,687
その他の金融負債	4,927
退職給付に係る負債	341
引当金	522
繰延税金負債	10,985
その他の非流動負債	677
負債合計	141,007
(資 本)	
親会社の所有者に帰属する持分	75,584
資本金	8,014
資本剰余金	5,457
自己株式	△5,033
その他の資本の構成要素	1,999
利益剰余金	65,146
非支配持分	2,112
資本合計	77,696
負債及び資本合計	218,703

※ 金額表示については、百万円未満の端数を四捨五入しております。

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

単位：百万円

科 目	金 額
収益	
リカーリング型事業から生じる収益	35,187
営業投資有価証券に関する収益	29
その他の収益	1,385
金融収益	1,277
持分法による投資利益	3,094
収益計	40,971
費用	
売上原価	13,285
販売費及び一般管理費	23,492
その他の費用	553
金融費用	676
費用計	38,006
税引前利益	2,966
法人所得税費用	1,868
当期利益	1,097
当期利益の帰属	
親会社の所有者	1,283
非支配持分	△186

※ 金額表示については、百万円未満の端数を四捨五入しております。

連結持分変動計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

単位：百万円

	親会社の所有者に帰属する持分						非支配持分	資本合計
	資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	利益剰余金	合計		
2025年4月1日残高	7,888	5,229	△5,108	1,112	66,296	75,417	2,278	77,695
当期利益					1,283	1,283	△186	1,097
その他の包括利益				884		884	△3	881
当期包括利益合計	—	—	—	884	1,283	2,167	△188	1,978
新株の発行	32	32				63		63
支配継続子会社に対する持分変動		1				1	0	1
連結範囲の変動						—	49	49
配当金					△2,429	△2,429	△27	△2,456
株式報酬取引	95	230				325		325
自己株式の処分		17	75			91		91
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替				3	△3	—		—
その他		△51				△51		△51
所有者との取引額等合計	127	228	75	3	△2,433	△2,000	23	△1,977
2026年3月31日残高	8,014	5,457	△5,033	1,999	65,146	75,584	2,112	77,696

※ 金額表示については、百万円未満の端数を四捨五入しております。

連結注記表

I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際財務報告基準（以下「IFRS会計基準」という。）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRS会計基準で求められる開示項目の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び名称

連結子会社の数

主要な連結子会社の名称

27社

(株)DGフィナンシャルテクノロジー

DG FutureTech India Private Limited

(株)SCORE

(株)DGビジネステクノロジー

(株)イーコンテキスト

econtext Asia Limited

(株)BI.Garage

(株)DGコミュニケーションズ

(株)アカデミー・デュ・ヴァン

(株)Crypto Garage

(株)エンゲージメントゲートウェイ

(株)DGB

(株)DGベンチャーズ

Digital Garage US, Inc.

Digital Garage Development LLC

(株)DK Gate

(株)DG Strategic Investment

(株)D2 Garage

(株)DGインキュベーション

Open Network Lab・ESG 1号投資事業有限責任組合

(株)DGフィーリスト

(株)DGビジネステクノロジーは、2025年4月1日付で同社を存続会社、(株)スクデット及び(株)DGコマースを消滅会社とする吸収合併を行い、同日付でナビプラス(株)から名称変更しております。

(株)DGBは、2025年8月に設立したため、連結の範囲に含めております。

3. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の数及び名称

持分法適用会社の数

主要な持分法適用会社の名称

15社

(株)カカクコム

ANA Digital Gate(株)

TDペイメント(株)

りそな決済サービス(株)

(株)DOU

(株)ポケットチェンジ

(株)DG Daiwa Ventures

DG Lab I 号投資事業有限責任組合

DG Lab Fund II E.L.P.Cayman

(株)DG Daiwa Ventures 3号

DGDV Fund III E.L.P.Cayman

DGりそなベンチャーズ I 号投資事業有限責任組合

(株)サイバー・バズは、2025年6月に所有する全株式を譲渡したため、持分法適用の範囲より除外しております。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Open Network Lab・ESG I 号投資事業有限責任組合の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 金融商品

① 金融資産

i. 当初認識及び測定

営業債権及びその他の債権については発生日に当初認識しております。それ以外の金融資産については、当社グループが契約条項の当事者となった取引日に当初認識しております。

金融資産の分類及び測定モデルの概要は、以下のとおりであります。

a. 償却原価で測定する金融資産

金融資産は、以下の要件を満たす場合に償却原価で事後測定しております。

- ・当社グループの事業モデルにおいて、当該金融資産の契約上のキャッシュ・フローを回収することを目的として保有している場合
- ・契約条件により、特定の日に元本及び元本残高に係る利息の支払いのみであるキャッシュ・フローを生じさせる場合

償却原価で測定する金融資産は、公正価値に、取得に直接起因する取引費用を加算した金額で当初認識しております。当初認識後、償却原価で測定する金融資産の帳簿価額については実効金利法に基づき事後測定し、必要な場合には減損損失累計額を控除しております。

b. 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

資本性金融商品に対する投資を除く金融資産で上記の償却原価で測定する区分及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分の要件を満たさないものは、公正価値で測定し、その変動を純損益で認識しております。

資本性金融商品に対する投資は公正価値で測定し、その変動を純損益で認識しております。ただし、当社グループが当初認識時に公正価値の変動をその他の包括利益に計上するという選択（取消不能）を行う場合は、この限りではありません。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、当初認識時に公正価値で認識し、取引費用は発生時に純損益で認識しております。

c. その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

当初認識時に、資本性金融商品に対する投資における公正価値の変動をその他の包括利益で認識するという取消不能の選択を行う場合があります。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産は、公正価値に、取得に直接起因する取引費用を加算した金額で当初認識しております。当初認識後は公正価値で測定し、公正価値の変動は「その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の純変動」として、その他の資本の構成要素に含めております。

ii. 認識の中止

金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合、又は金融資産を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスク及び便益を実質的にすべて移転した場合に、当該金融資産の認識を中止しております。

iii. 金融資産の減損

償却原価で測定される金融資産の回収可能性に関し、期末日ごとに予想信用損失の見積りを行っております。

信用リスクが著しく増加しているか否かの評価を行う際には、期日経過情報のほか、当社グループが合理的に利用可能かつ裏付け可能な情報（内部格付、外部格付等）を考慮しております。

金融資産の信用リスクが、当初認識以降に著しく増大したと判断した場合、金融資産の予想残存期間の全期間に係る予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を測定しております。金融資産の信用リスクが、当初認識以降に著しく増大していないと判断した場合、報告期間の末日後12ヶ月以内に生じる予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を測定しております。ただし、営業債権については、延滞日数別の過去の貸倒実績に経済状況等を踏まえて調整した実績率に基づき、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を測定しております。

予想信用損失の金額は、契約に従って当社グループに支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、当社グループが受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額の現在価値として算定しております。貸倒引当金の変動は、純損益に認識しております。

② 金融負債

i. 当初認識及び測定

金融負債は当初認識時に償却原価で測定する金融負債と純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に分類しております。金融負債は、当社グループが当該金融負債の契約当事者になる取引日に当初認識しております。償却原価で測定する金融負債は、公正価値に当該金融負債に直接起因する取引費用を減算した金額で当初認識しており、当初認識後は実効金利法に基づく償却原価で測定しております。

ii. 認識の中止

金融負債が消滅したとき、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、又は失効となったときに認識を中止しております。

③ 複合金融商品

複合金融商品の負債部分は、当初認識時において、資本への転換オプションがない類似の負債の公正価値により測定しております。資本部分は、当初認識時において、当該複合金融商品の公正価値から負債部分の公正価値を控除した金額で測定しております。直接取引費用は負債部分と資本部分の当初の帳簿価額の比率に応じて配分しております。

当初認識後は、複合金融商品の負債部分は実効金利法に基づく償却原価で測定しております。複合金融商品の資本部分については、当初認識後の再測定は行っておりません。

(2) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しております。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、販売に要する見積費用を控除して算定しております。原価は、主として移動平均法に基づいて算定しており、購入原価及び現在の場所及び状態に至るまでに要したすべての費用を含んでおります。

(3) 売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業

継続的使用ではなく、主に売却取引により帳簿価額が回収される非流動資産（又は処分グループ）は、売却目的保有に分類しております。売却目的保有に分類するためには、現状で直ちに売却することが可能であり、かつ、売却の可能性が非常に高いことを条件としており、当社グループの経営者が売却計画の実行を確約し、原則として1年以内に売却が完了する予定である場合に限っております。売却目的保有に分類した後は、帳簿価額又は売却費用控除後の公正価値のいずれか低い金額で測定しており、減価償却又は償却を行っておりません。

非継続事業には、既に処分されたか又は売却目的保有に分類された企業の構成要素が含まれ、グループの一つの事業若しくは地域を構成し、その一つの事業若しくは地域の処分の計画がある場合に認識しております。

非継続事業及び非継続事業を構成する処分グループを処分したことにより認識した収益及び費用は、連結損益計算書において、継続事業とは区分して表示し、過去の期間に係る開示もこれに従って再表示しております。

(4) 有形固定資産（使用権資産を除く）

有形固定資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び土地の原状回復費用及び資産計上すべき借入コストが含まれております。

土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上されております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3～30年
工具、器具及び備品	2～30年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、毎期末に見直しを行い、これらを変更する場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(5) のれん及び無形資産

① のれん

取得対価、被取得企業の非支配持分の金額及び段階取得の場合には取得企業が以前に保有していた被取得企業の資本持分の公正価値の合計額が、識別可能な資産及び負債の公正価値を超過する場合はその超過額を連結財政状態計算書においてのれんとして計上しております。

のれんは償却を行わず、毎期、又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。

のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入は行っておりません。

また、のれんは連結財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で計上されます。

② 無形資産（のれんを除く）

無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。企業結合で取得した無形資産の取得原価は取得日現在の公正価値で測定しております。なお、自己創設無形資産は、資産化の要件を満たす開発費用を除いて、発生時の費用として認識しております。

当初認識後の測定は、原価モデルを採用しており、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

耐用年数を確定できる無形資産は、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却しております。耐用年数を確定できる主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア 3～5年

耐用年数を確定できる無形資産の見積耐用年数及び償却方法は、毎期末に見直しを行い、これらを変更する場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。なお、残存価額はゼロと推定しております。

耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能でない無形資産は償却を行わず、每期又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。耐用年数を確定できない無形資産は、当該資産の耐用年数を確定できないものと判断する事象又は状況が引き続き存在しているか否かについて、期末日に見直しを行っております。

自己保有目的の暗号資産は、無形資産として認識し、当初認識時点において取得原価で測定するとともに、当初認識後においては取得原価から減損損失累計額を控除して測定しております。なお、無形資産に分類した暗号資産は耐用年数が確定できない無形資産とみなし、償却を行っておりません。

また、利用者から預託を受けた暗号資産は、財政状態計算書上、資産として認識しておりません。

(6) リース
(借手側)

リース開始日時点において、使用权資産は取得原価で、リース負債はリース料総額の現在価値で測定しております。

使用权資産は、資産の耐用年数又はリース期間のいずれか短い期間にわたって定額法で減価償却しております。リース期間には、対象資産を使用してきた期間に関しての過去の慣行及びその経済的理由から、行使することが合理的に確実な延長オプションの対象期間を含めております。リース料は、利息法に基づき金融費用とリース負債の減少額に配分し、金融費用は連結損益計算書において認識しております。

ただし、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用权資産及びリース負債を認識せず、リース料総額をリース期間にわたり定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより認識しております。

(貸手側)

オペレーティング・リース資産は、連結財政状態計算書に計上しており、オペレーティング・リース取引における受取リース料は、連結損益計算書においてリース期間にわたって定額法により収益として認識しております。

(7) 投資不動産

投資不動産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

投資不動産の当初認識後の測定には原価モデルを採用しており、有形固定資産に準じた見積耐用年数及び減価償却方法を使用しております。

(8) 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く非金融資産については、期末日ごとに資産又は資金生成単位が減損している可能性を示す兆候があるか否かを評価し、減損の兆候がある場合には、減損テストを実施し、回収可能性を評価しております。

なお、資金生成単位とは、他の資産又は資産グループからのキャッシュ・インフローとは概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位をいいます。

回収可能性の測定においては、処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方を回収可能価額とし、この回収可能価額と帳簿価額を比較して、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、その額を減損損失として純損益で認識しております。なお、使用価値とは、資産又は資金生成単位から生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値であります。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成いたしません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が所属する資金生成単位の回収可能価額を決定しております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に純損益として認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しております。

減損損失の戻入れについては、毎期末日において過年度に減損損失を計上した資産又は資金生成単位において、当該減損損失が消滅又は減少している可能性を示す兆候がある場合には、その資産又は資金生成単位の回収可能性を評価しております。回収可能価額が資産又は資金生成単位の帳簿価額を上回る場合には、過年度に減損損失が認識されていなかった場合の帳簿価額から必要な償却又は減価償却費を控除した後の帳簿価額を上限として、減損損失の戻入れを行っております。

(9) 従業員給付

① 退職後給付

当社グループは、退職後給付の制度として確定拠出制度を設けているほか、一部の子会社において確定給付制度を導入しております。

確定給付制度の会計処理は、確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用を、予測単位積増方式を用いて算定しております。割引率は、期末日の優良社債の市場利回りを参照し、給付支払の見積期日に対応するように決定しております。

確定給付制度の再測定額は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識しております。

過去勤務費用は、発生した期の純損益として処理しております。

確定拠出制度の会計処理は、当該制度への拠出を従業員が勤務を提供した期間に費用として認識し、未払拠出額を負債として認識しております。

② 短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として認識しております。

賞与については、当社グループが従業員から過去に提供された労働の結果として支払うべき現在の法的又は推定の債務を負っており、かつ、その金額を信頼性をもって見積ることができる場合に、それらの制度に基づいて支払われる将来給付額を負債として認識しております。

有給休暇費用は、将来の有給休暇の権利を増加させる勤務を従業員が提供したときに負債及び費用として認識しております。

(10) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として現在の債務（法的又は推定的）を有しており、当該債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。

貨幣の時間価値の影響に重要性がある場合は、引当金の金額は、債務を決済するために必要となると見込まれる支出の現在価値としております。現在価値の算定に当たって使用する割引率は、貨幣の時間価値と当該負債に固有のリスクについての現在の市場の評価を反映した税引前の利率であります。

(11) 売上収益

当社グループでは、顧客との契約について以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

当社グループにおいて、継続的なサービス提供を通じて収益獲得を図るビジネスモデルと位置付けている事業等から生じる売上収益については、連結損益計算書において、「リカーリング型事業から生じる収益」として表示しております。

なお、営業投資有価証券は、IFRS第9号「金融商品」に基づいて公正価値で測定し、事後的な変動は純損益として「営業投資有価証券に関する収益（損失の場合は営業投資有価証券に関する損失）」として純額で表示しております。

(12) 金融収益及び金融費用

金融収益は、主として受取利息、受取配当金、為替差益及び純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動等から構成されております。受取利息は、実効金利法により発生時に認識しております。受取配当金は、当社グループの受領権が確定した日に認識しております。

金融費用は、主として支払利息、為替差損、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動等から構成されております。支払利息は、実効金利法により発生時に認識しております。

なお、為替差益と為替差損は純額で表示しております。

(13) 外貨換算

① 外貨建取引の換算

外貨建取引は、取引日における直物為替レート又はそれに近似するレートで当社グループの各社の機能通貨に換算しております。

期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の直物為替レートで機能通貨に換算しております。

換算又は決済により生じる換算差額は、純損益として認識しております。ただし、その他の包括利益を通じて測定する金融資産については、その他の包括利益として認識しております。

② 在外営業活動体の換算

在外営業活動体の資産及び負債は期末日の直物為替レートで、収益及び費用は期中平均為替レートで日本円に換算しております。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しております。在外営業活動体の換算差額は、在外営業活動体が処分された期間に純損益として認識されます。

(14) 消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(15) グループ通算制度の適用

当社及び国内の100%出資子会社は、グループ通算制度を適用しております。

II 会計上の見積りに関する注記

1. 活発な市場における市場価格のない金融商品の測定

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
営業投資有価証券及びその他の金融資産 63,198百万円

- (2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報
活発な市場における同一銘柄の取引相場価格が入手できない場合において、直近の独立した第三者間取引やファイナンス価格の情報が利用可能な場合、公正価値は当該直近の取引価格に基づいて評価しております。なお、直近の取引価格について取引発生後一定期間は有効であるものと仮定しております。
これらの直近の取引情報が利用できない場合には、直近の取引価格に調整を加えた価格又は評価対象会社の貸借対照表上の純資産に基づいて評価しております。直近の取引価格に調整を加えた価格は、直近の取引価格に評価対象会社の財務諸表数値や評価対象会社と比較可能な類似会社の企業価値／収益等の調整倍率を用いて算定しております。
投資先の業績悪化や資金調達環境悪化といった投資価値の減少につながる事象が生じた場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

2. のれんの評価

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
のれん 7,844百万円

- (2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報
企業結合で生じたのれんは、セグメントを基礎に、概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資金生成単位（各社又は事業）でグルーピングを行っております。
当社グループは、のれんについて、每期又は減損の兆候がある場合には随時、減損テストを実施しております。減損テストの回収可能価額は、原則として、取締役会により承認された翌事業年度の予算、その後4ヶ年の業績計画、及び継続価値を基礎とする使用価値に基づき算定しております。なお、予算及び業績予測については、外部及び内部より入手した過去のデータに業界の将来の趨勢に関するマネジメントの評価を反映したうえで作成しております。また、継続価値の前提となるキャッシュ・フローについては、市場の長期平均成長率を勘案して決定しておりますが、当連結会計年度末においては見込んでおりません。
これらの見積りは将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、計画通りに事業が進捗しない場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

Ⅲ 連結財政状態計算書に関する注記

1. 担保に供されている資産

その他の金融資産（流動）	223百万円
その他の金融資産（非流動）	0百万円
計	<u>224百万円</u>

2. 担保に係る債務

営業債務及びその他の債務	7百万円
--------------	------

3. 資産から直接控除された貸倒引当金

営業債権及びその他の債権	676百万円
その他の金融資産（非流動）	87百万円

4. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額及び減損損失累計額

	20,538百万円
--	-----------

5. コミットメントライン契約

コミットメントライン契約総額	17,000百万円
借入実行総額	<u>10,000百万円</u>
当連結会計年度末における未実行残高	7,000百万円

6. 財務制限条項

連結財政状態計算書の非流動負債の「社債及び借入金」には、期末日後12か月以内に特約条項を遵守することを条件としている借入金が22,893百万円含まれております。

当社の借入金の一部について、以下の特約条項を遵守することが求められており、当該特約条項に抵触した場合、貸付人の請求によって契約上のすべての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

- ・各事業年度の末日における貸借対照表の純資産の金額を、直近の事業年度の末日における純資産の合計の75%以上に維持すること。
- ・各事業年度の末日における損益計算書の当期純損益が2期連続して損失とならないようにすること。

当社グループは、当連結会計年度末時点において当該特約条項を遵守することが困難となる兆候はないと判断しております。

IV 連結持分変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	47,650,900	63,632	—	47,714,532
合計	47,650,900	63,632	—	47,714,532

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加63,632株は、譲渡制限付株式報酬としての新株発行及び新株予約権の権利行使による増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	2,438	53	2025年3月31日	2025年6月27日

(注) 1. 配当金総額は、デジタルガレージ従業員持株会専用信託に対する配当金支払額9百万円を含んでおりません。

2. 1株当たり配当額には、創立30周年記念配当10円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの次のとおり付議する予定であります。

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年6月24日 定時株主総会	普通株式	2,165	利益剰余金	47	2026年3月31日	2026年6月25日

(注) 配当金総額は、デジタルガレージ従業員持株会専用信託に対する配当金支払額7百万円を含んでおります。

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権等(権利行使期間が到来しているもの)の目的となる株式の数

普通株式 673,459株

V 収益認識に関する注記

1. リカーリング型事業から生じる収益の基礎となる情報 (プラットフォームソリューション)

(1) 決済事業

決済事業は、主に、Eコマース／対面決済を行う加盟店に対する決済システムの運用やサポート等業務（以下、「決済サポート業務」という。）、決済情報のデータ処理業務（以下、「データ処理業務」という。）及び加盟店と決済事業者間で行われる代金決済代行業務（以下、「決済代行業務」という。）から構成されます。

決済サポート業務の履行義務は、顧客と当社のシステムとを接続させ、契約期間に応じて決済サービスを提供することであり、月次で基本料を受受する都度、収益を計上しております。

データ処理業務の履行義務は、決済が生じる都度そのデータを処理することであり、同時点で収益を計上しております。

決済代行業務の履行義務は、決済事業者を通じて收受した消費者の決済代金を顧客である加盟店へ引渡すことであり、同時点で収益を計上しております。なお、決済代行業務については、当履行義務の性質に鑑み、顧客から收受する手数料からカード会社等の決済事業者へ支払う手数料を控除した純額を収益として計上しております。また、決済事業における代金回収については、主に、決済代行業務の履行義務の提供時に当社受取手数料を差引くことにより行っております。

(2) フィナンシャルマーケティング事業

フィナンシャルマーケティング事業は、主に、Webマーケティングによる広告サービス（以下、「デジタルアド事業」という。）並びに顧客のECサイトや会員サイトの開発請負業務及びWebマーケティング／コンサルティング等の運用サービス業務等（以下、「EC/CRM等」という。）から構成されます。

デジタルアド事業の履行義務は顧客に対して主にインターネットの広告戦略を立案・企画し、広告の運用を手配し、効果を測定解析することにあります。広告が運用、掲載されるにつれて、顧客である広告主は便益を受け取ることになるため、広告の運用期間にわたって収益を計上しております。なお、Webマーケティングによる広告サービスについては、広告主からの收受代金からメディアへの仕入代金を控除した手数料見合を収益として計上しております。

EC/CRM等のうち、開発請負業務の履行義務は、顧客から受託した開発業務を実施・提供することであり、業務の進捗に応じて顧客の資産を創出させるものであることから、当該業務の進捗に応じて収益を計上しております。また、運用サービス業務の履行義務は、契約期間内における継続的なサポート業務及びWebマーケティングを通じた顧客サイト内での契約獲得成果の提供であり、サポート業務においては月次での運用受託料を受受する都度収益を計上しており、Webマーケティング業務においては契約獲得成果に応じて収益を計上しております。

いずれの事業においても、履行義務の充足後、対価に対する権利が無条件となった後、概ね2ヶ月以内に支払を受けております。

(ロングタームインキュベーション)

(1) コマースマーケティング事業

コマースマーケティング事業は、「フィナンシャルマーケティング事業」と同様の履行義務であり、履行義務を充足する時点、取引価格の算定及び支払条件等についても同一であります。

(2) ワイン関連事業

ワイン関連事業は、主に、ワインスクール事業及びワイン卸売事業等から構成されます。ワインスクール事業の履行義務は、顧客であるスクール受講者に講義を提供することであり、その提供により充足されることから、当初認識した契約負債を講義の提供回数で按分したうえで収益を計上しております。ワイン卸売事業の履行義務は、顧客である飲食店等へワインを引渡すことであり、顧客が検収した時点で履行義務が充足したと判断し、その収益は同時点で認識しております。また、当履行義務の充足時点から概ね2ヶ月以内に支払を受けております。

なお、グローバル投資インキュベーションでは、国内外のスタートアップ企業等への投資及び当社グループ内の事業との連携による投資先の育成等を行っております。グローバル投資インキュベーションから生じた営業投資有価証券の公正価値の事後的な変動による損益は、IFRS第9号「金融商品」に基づき「営業投資有価証券に関する収益（損失の場合は営業投資有価証券に関する損失）」として純額で計上しております。

2. リカーリング型事業から生じる収益の分解に関する情報

報告セグメント	主要なサービス	当連結会計年度 百万円
プラットフォームソリューション	決済	18,919
	フィナンシャル マーケティング	5,678
	計	24,597
	ロングタームインキュベーション	
ロングタームインキュベーション	コマース マーケティング	5,556
	ワイン関連	1,365
	その他	2,553
	計	9,474
	報告セグメント計	34,071
調整額 (注) 2		1,116
リカーリング型事業から生じる収益	合計	35,187

(注) 1. 当連結会計年度において、事業管理区分の変更を行った結果、フィナンシャルマーケティング事業の一部を決済事業へ移管しております。

2. 各報告セグメントに配分していない全社の売上収益であります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約残高に関する情報

	当連結会計年度期首 百万円	当連結会計年度期末 百万円
債権	8,624	12,305
契約資産	358	237
契約負債	1,262	1,480

期首における契約負債のうち当連結会計年度において収益に認識した金額は、1,024百万円であります。

(2) 残存履行義務に関する情報

	当連結会計年度
	百万円
期末日において未充足又は部分的に未充足の履行義務に配分した取引価格	622
収益認識が見込まれる時期	
1年以内	156
1年超	466

なお、個別の予想契約期間が1年以内の取引は含んでおりません。

VI 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 資本管理

当社グループの資本管理は、当社グループの持続的な成長と企業価値増大を実現するため、事業発展に十分な資金を確保できる堅固な財務体質維持と効率的な資本構成の両立を方針としております。

(2) 財務リスク管理

当社グループは、経営活動を行う過程において、信用リスク、流動性リスク、為替リスク、金利リスク、市場リスク（株価変動リスク）等の様々な財務上のリスクに晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っております。

① 信用リスク

信用リスクは、保有する金融資産の相手先が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクであります。

当社グループは、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

なお、当社グループでは特定の相手先に対する過度に集中した信用リスクはありません。

② 流動性リスク

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクであります。

当社グループは、金融機関からの借入、社債発行により資金を調達しておりますが、資金調達環境の悪化などにより支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

当社グループは、年間事業計画に基づく資金計画を適時に作成、更新することにより、借入金及び社債の支払いのための資金を計画的に確保しております。

また、外部環境の急激な悪化等へ機動的に対応できるように、金融機関より信用枠を確保するとともに、複数の金融機関との間でコミットメントライン契約を締結することで資金調達余力を拡大する等、資金調達方法の多様化を進めることにより、流動性リスクを低減しております。

- ③ 為替リスク
当社グループは、米国や東南アジア等への出資活動の展開に伴い、外貨建営業投資有価証券を保有していること等から、為替変動が業績に影響いたします。
当該外国為替相場の変動リスクを低減するために、為替相場の継続的なモニタリング等を行っております。
- ④ 金利リスク
当社グループは、適正な資本コスト率の維持及び成長投資のための財務基盤の強化を目的として長期借入金や社債により資金調達を行っております。長期の資金調達においては、金利市場の動向により、変動金利と固定金利のバランスを考慮して決定しており、短期の資金調達においては、原則として変動金利としております。
- ⑤ 株価変動リスク
当社グループの保有する有価証券のうち、活発な市場における同一銘柄の取引相場価格が入手できる銘柄については市場の株価変動リスクにさらされています。また、活発な市場における同一銘柄の取引相場価格が入手できない銘柄については、投資先の業績悪化や資金調達の環境悪化といった投資価値の減少につながる事象に由来する株価変動リスクにさらされています。
有価証券については、定期的に投資先の時価、財務状況、資金調達状況及び競争環境等を把握することにより継続的なリスクのモニタリングを行うとともに、当社グループの財務状況とリスクのバランスを適切に管理しております。また、リスクや投資先との関係を勘案しながら、投資ポートフォリオを継続的に見直しております。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

(1) 金融商品の公正価値と帳簿価額

2026年3月31日における公正価値と帳簿価額は以下のとおりであります。

	帳簿価額	公正価値	差額
	百万円	百万円	百万円
金融資産			
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産			
営業投資有価証券	53,505	53,505	—
投資有価証券（その他の金融資産）	9,547	9,547	—
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産			
投資有価証券（その他の金融資産）	2,933	2,933	—
償却原価で測定する金融資産			
現金及び現金同等物	40,469	40,469	—
営業債権及びその他の債権	35,695	35,695	—
その他の金融資産	2,566	2,566	—
合計	144,715	144,715	—
金融負債			
償却原価で測定する金融負債			
短期借入金	19,370	19,370	—
営業債務及びその他の債務	54,364	54,364	—
長期借入金（注）1	42,683	42,619	△64
その他の金融負債（注）2	1,786	1,786	—
合計	118,203	118,140	△64

（注）1. 1年以内に返済予定の残高を含んでおります。

2. IFRS第16号「リース」が適用されるリース負債は含んでおりません。

(2) 金融商品の公正価値の測定方法

金融商品の公正価値の測定方法は、以下のとおりであります。

なお、社債及び長期借入金を除く償却原価で測定する金融資産及び金融負債については、短期間で決済されること等から、公正価値と帳簿価額は近似しており、帳簿価額を公正価値とみなしております。

① 営業投資有価証券、投資有価証券

活発な市場における同一銘柄の取引相場価格が入手できる場合の公正価値は、当該取引相場価格を使用して測定しております。

活発な市場における同一銘柄の取引相場価格が入手できない場合において、直近の独立した第三者間取引やファイナンス価格の情報が利用可能な場合、公正価値は当該直近の取引価格に基づいて評価しております。なお、直近の取引価格について取引発生後一定期間は有効であるものと仮定しております。

しかしながら、投資先の業績悪化やファイナンス環境悪化といった投資価値の減少につながる事象が生じた場合、公正価値の下落による評価損を認識するリスクが顕在化し、将来の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

これらの直近の取引情報が利用できない場合には、直近の取引価格に調整を加えた価格又は評価対象会社の貸借対照表上の純資産に基づいて評価しております。

直近の取引価格に調整を加えた価格は、直近の取引価格に評価対象会社の財務諸表数値や評価対象会社と比較可能な類似会社の企業価値／収益等の調整倍率を用いて算定しております。

当連結会計年度における調整倍率は、0.1倍から1.5倍であります。公正価値は、調整倍率の上昇（低下）により増加（減少）します。

② 社債、長期借入金

元利金の合計額を新規に同様の契約を実行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

3. 金融商品の公正価値のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の公正価値を、測定に使用したインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1：活発な市場における、同一の資産及び負債の取引相場価格

レベル2：直接的又は間接的に観察可能なレベル1以外のインプット（類似の資産及び負債の取引相場価格、活発でない市場における取引相場価格等）

レベル3：市場データが僅か又は皆無であり、当社グループが独自に確立する観察不能なインプット

公正価値の測定に異なるレベルに区分される複数のインプットを使用している場合には、その公正価値の全体の測定にとって重大なインプットのうち、最も低いレベルのインプットに区分しております。

公正価値で測定する金融商品のレベル間の振替は、振替を生じさせた事象又は状況の変化が生じた日に認識しております。

なお、当連結会計年度において、レベル1とレベル2の間における振替はありません。

(1) 公正価値で測定する金融資産及び金融負債

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
(連結財政状態計算書)				
金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
営業投資有価証券	—	—	53,505	53,505
投資有価証券	—	—	9,547	9,547
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産				
投資有価証券	2,787	—	146	2,933
合計	2,787	—	63,198	65,985

(連結損益計算書)

営業投資有価証券に関する収益 (△は営業投資有価証券に関する損失)	—	—	29	29
金融収益 (△は金融費用)	—	—	1,021	1,021
合計	—	—	1,050	1,050

レベル3に分類した金融商品については、当社グループで定めた公正価値測定の評価方針及び手続に従い、評価担当者が対象となる金融商品の評価方法を決定し、公正価値を測定しております。

また、公正価値の測定結果については適切な責任者が承認しております。

レベル3に分類した金融商品について、インプットがそれぞれ合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の公正価値の著しい増減は想定しておりません。

- (2) 償却原価で測定する金融資産及び金融負債
償却原価で測定する金融資産及び金融負債の公正価値はレベル3に分類しております。
- (3) レベル3に分類された経常的に公正価値で測定する金融商品の増減

金融資産	当連結会計年度
	百万円
期首残高	62,899
利得及び損失	
純損益(注)1	1,050
その他の包括利益(注)2	△9
購入	603
売却	△1,097
その他(注)3	△249
期末残高	<u>63,198</u>

- (注) 1. 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に関するものであり、連結損益計算書の「営業投資有価証券に関する収益(損失の場合は営業投資有価証券に関する損失)」及び「金融収益(損失の場合は金融費用)」に含まれております。なお、当連結会計年度末に保有する金融商品に係る未実現の利得及び損失は、571百万円であります。当未実現の利得及び損失には、IPOによる振替としてレベル1に振替えた金融商品に係る利得及び損失は含まれておりません。
2. その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に関するものであり、連結持分変動計算書の「その他の包括利益」に含まれております。
3. 在外営業活動体の換算差額、償還等によるものであります。

Ⅶ 投資不動産に関する注記

一部の子会社では、米国カリフォルニア州において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む）を有しております。当連結会計年度における当該投資不動産に関する賃貸損益は△252百万円（賃貸収益はその他の収益に、賃貸費用はその他の費用に計上）であります。

また、当該投資不動産の連結財政状態計算書計上額、当期増減額及び公正価値は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

連結財政状態計算書計上額			当連結会計年度末の 公正価値
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
1,872	118	1,990	2,399

- (注) 1. 連結財政状態計算書計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当期増減額のうち、主な増加額は為替換算差額（129百万円）、減少額は減価償却費（△22百万円）であります。
3. 当連結会計年度末の公正価値は、当該不動産が所在するカリフォルニア州及び評価される不動産の種類に関する最近の鑑定経験を持ち、公認の専門的資格を有する不動産鑑定士を多数有する法人より入手した不動産評価レポートに基づいており、その評価は、類似資産の取引価格を反映した市場証拠に基づいております。

Ⅷ 1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり親会社所有者帰属持分 1,645円80銭
2. 基本的1株当たり当期利益 27円96銭

(注) 基本的1株当たり当期利益の算定上、加重平均株式数の計算において控除する自己株式に含めているデジタルガレージ従業員持株会専用信託が保有する当社株式は当連結会計年度において158千株であります。

IX 重要な後発事象に関する注記

(株)カカコム株式の譲渡)

当社は、2026年5月12日開催の取締役会において、Kamgras 1(株) (以下「公開買付者」といいます。(注1))との間で、公開買付者が実施するカカコム株券等(以下に定義します。)に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を含む、カカコム株式(以下に定義します。)を非公開化することを目的とした一連の取引(総称して、以下「本取引」といいます。)に関して、以下の記載の事項等に関する、公開買付けへの不応募等に関する契約(以下「本不応募契約」といいます。)を締結することを決議し、同日付で本不応募契約を締結しました。

(注1) 公開買付者は、EQT AB(publ) (関係会社及びEQT AB(publ)が直接又は間接に支配し、若しくは重要な影響力を有するその他の関連事業体を含め、以下「EQT」といいます。)の関係会社が管理又はアドバイスを提供するBPEA Fund IX Pte. Ltd.によりその子会社を通じて持分の全てを間接的に所有されているKamgras Limitedを親会社として日本法に基づき設立されたKamgras 2(株) (以下「公開買付者親会社」といいます。)の完全子会社であり、当社の持分法適用会社である(株)カカコム(以下「カカコム」といいます。)の普通株式(以下「カカコム株式」といいます。)及び新株予約権(以下カカコム株式と併せて「カカコム株券等」といいます。)を取得及び所有し、カカコムの事業活動を支配及び管理することを主たる目的として2026年4月6日に設立された株式会社です(注2)。

(注2) EQTは、公開買付期間中に、Kamgras Limitedを完全親会社とする、日本法に基づく単独又は複数の株式会社を設立し、本公開買付けの決済完了後、当該株式会社が、直接又は間接に、公開買付者親会社の株式の全てを取得する可能性があります。その場合、当該株式会社は、公開買付者及び公開買付者親会社の完全親会社となります。

- (1) 公開買付者が実施するカカコム株券等に対する本公開買付けに、当社が所有するカカコム株式の全てを応募しないこと
- (2) 公開買付者が本公開買付けによりカカコム株券等の全て(当社及びKDDI(株) (以下「KDDI」といいます。))が所有するカカコム株式並びにカカコムが所有する自己株式を除く。)を取得できなかった場合に、カカコムの株主を当社、KDDI及び公開買付者のみとするためのスクイズアウト手続(カカコム株式の併合を含み、以下「本スクイズアウト」といいます。)を実施すること
- (3) 本スクイズアウト後、当社が所有するカカコム株式の全て及びKDDIが所有するカカコム株式の全てを対象としたカカコムによる自己株式取得(以下「本自己株式取得」といいます。)を実施すること
- (4) 本自己株式取得の実行後、本自己株式取得で得た金銭の一部を原資として、公開買付者親会社又は公開買付者の他の完全親会社であって公開買付者が指定する者(総称して、以下「再出資対象会社」といいます。)に対して再出資し、再出資対象会社の普通株式(議決権所有割合約20%)を取得すること

なお、本公開買付けが成立し、本取引が実施された場合には、当社は公開買付者の完全親会社である再出資対象会社の議決権所有割合約20%に相当する数の株式を継続保有することとなり、再出資対象会社は当社の持分法適用会社となる予定です。

また、翌連結会計年度中に本取引が完了した場合、連結損益計算書上、その他の収益として約300億円を計上する見込みです。

計算書類

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

単位：百万円

科 目	金 額
資 産 の 部	
流動資産	43,872
現金及び預金	10,566
受取手形、売掛金及び契約資産	9,875
原材料及び貯蔵品	8
前渡金	71
前払費用	531
短期貸付金	20,679
未収入金	1,738
その他	523
貸倒引当金	△119
固定資産	52,841
有形固定資産	2,371
建物	1,721
構築物	0
車両運搬具	13
工具、器具及び備品	459
リース資産	178
無形固定資産	2,737
のれん	410
商標権	28
ソフトウェア	2,279
その他	20
投資その他の資産	47,734
投資有価証券	3,237
関係会社株式	38,260
関係会社出資金	3,806
長期貸付金	15
関係会社長期貸付金	300
長期前払費用	185
敷金及び保証金	1,130
繰延税金資産	682
その他	185
貸倒引当金	△67
資産合計	96,714

科 目	金 額
負 債 の 部	
流動負債	35,404
買掛金	8,170
短期借入金	18,359
1年内返済予定の長期借入金	6,870
リース債務	50
未払金	841
未払法人税等	40
前受金及び契約負債	204
預り金	87
賞与引当金	411
その他	370
固定負債	36,276
長期借入金	35,285
リース債務	120
長期前受金及び契約負債	264
その他	606
負債合計	71,679
純 資 産 の 部	
株主資本	24,886
資本金	8,014
資本剰余金	12,127
資本準備金	8,107
その他資本剰余金	4,020
利益剰余金	9,778
その他利益剰余金	9,778
繰越利益剰余金	9,778
自己株式	△5,033
評価・換算差額等	△1,813
その他有価証券評価差額金	△1,813
新株予約権	1,962
純資産合計	25,034
負債純資産合計	96,714

※ 金額表示については、百万円未満の端数を四捨五入しております。

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

単位：百万円

科 目	金 額	
売上高		10,171
売上原価		4,569
売上総利益		5,602
販売費及び一般管理費		13,011
営業損失		7,409
営業外収益		
受取利息	306	
受取配当金	9,104	
その他	1,684	11,095
営業外費用		
支払利息	640	
支払手数料	13	
投資事業組合運用損	224	
その他	97	974
経常利益		2,711
特別利益		
新株予約権戻入益	6	6
特別損失		
関係会社株式評価損	1,136	
関係会社株式売却損	253	
減損損失	22	
その他	161	1,573
税引前当期純利益		1,144
法人税、住民税及び事業税	△1,274	
法人税等調整額	25	△1,249
当期純利益		2,393

※ 金額表示については、百万円未満の端数を四捨五入しております。

株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

単位：百万円

	株 主 資 本							自己株式	株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計			
当期首残高	7,888	7,980	4,020	12,001	9,823	9,823	△5,108	24,603	
当期変動額									
新株の発行	127	127		127		—		253	
剰余金の配当				—	△2,438	△2,438		△2,438	
当期純利益				—	2,393	2,393		2,393	
自己株式の処分				—		—	75	75	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				—		—		—	
当期変動額合計	127	127	—	127	△45	△45	75	283	
当期末残高	8,014	8,107	4,020	12,127	9,778	9,778	△5,033	24,886	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当期首残高	△1,858	△1,858	1,821	24,566
当期変動額				
新株の発行		—		253
剰余金の配当		—		△2,438
当期純利益		—		2,393
自己株式の処分		—		75
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	45	45	141	186
当期変動額合計	45	45	141	469
当期末残高	△1,813	△1,813	1,962	25,034

※ 金額表示については、百万円未満の端数を四捨五入しております。

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式
- (2) その他有価証券
 - ① 市場価格のない株式等以外のもの
 - ② 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合等への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約等に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 仕掛品
- (2) 原材料及び貯蔵品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
 - ① ソフトウェア
 - ② のれん
- (3) リース資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	6～50年
工具、器具及び備品	3～30年

自社利用目的のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（主として5年）に基づく定額法によっております。

その支出の効果の及ぶ期間（20年以内）にわたって、定額法により償却しております。

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 繰延資産の処理方法

- (1) 株式交付費
- (2) 社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

償還までの期間にわたって、定額法により償却しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担すべき額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社では、顧客との契約について、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

デジタルアド事業は、主に、Webマーケティングによる広告サービスから構成され、その履行義務は顧客に対して主にインターネットの広告戦略を立案・企画し、広告の運用を手配し、効果を測定解析することにあります。広告が運用、掲載されるにつれて、顧客である広告主は便益を受け取ることになるため、広告の運用期間にわたって収益を計上しております。なお、Webマーケティングによる広告サービスについては、広告主からの收受代金からメディアへの仕入代金を控除した手数料見合を収益として計上しております。

EC/CRM等は、主に、顧客のECサイトや会員サイトの開発請負業務及びWebマーケティング/コンサルティング等の運用サービス業務等から構成されます。開発請負業務の履行義務は、顧客から受託した開発業務を実施・提供することであり、業務の進捗に応じて顧客の資産を創出させるものであることから、当該業務の進捗に応じて収益を計上しております。運用サービス業務の履行義務は、契約期間内における継続的なサポート業務及びWebマーケティングを通じた顧客サイト内での契約獲得成果の提供であり、サポート業務においては月次での運用受託料を收受する都度収益を計上しており、Webマーケティング業務においては契約獲得成果に応じて収益を計上しております。

いずれの事業においても、履行義務の充足後、対価に対する権利が無条件となった後、概ね2ヶ月以内に支払を受けております。

7. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

8. その他計算書類作成のための重要な事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

II 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「新株予約権戻入益」は、特別利益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より、区分掲記しております。

なお、前事業年度の「新株予約権戻入益」は2百万円であります。

III 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 38,260百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない株式等は、取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化や超過収益力の毀損により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行い、評価差額は当期の損失として処理を行います。

当事業年度において、(株)ポケットチェンジを含む一部の関係会社株式について、実質価額が著しく低下したため、関係会社株式評価損を1,136百万円計上しております。

多くの関係会社株式の取得原価には、取得時点で見込んだ関係会社の超過収益力が反映されており、超過収益力の毀損の有無は、原則として、取締役会により承認された翌事業年度の予算、その後の業績計画の達成可能性に影響を受けます。なお、予算及び業績計画については、外部情報、過去実績及び業界の将来予測に関するマネジメントの評価を反映したうえで作成しております。

これらの見積りは将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、計画通りに事業が進捗しない場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

IV 追加情報に関する注記

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、2024年5月に、従業員の福利厚生制度の充実及び当社の中長期的な企業価値向上に係るインセンティブの付与を目的として、「従業員持株会支援信託E S O P」（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

(1) 本制度の概要

本制度は、従業員のインセンティブ・プランの一環として米国で普及している従業員向けの報酬制度である E S O P (Employee Stock Ownership Plan) 及び 2008年11月17日に経済産業省より公表されました「新たな自社株式保有スキームに関する報告書」等を参考にして構築した従業員向けの福利厚生制度です。当社が「デジタルガレージ従業員持株会」(以下、「当社持株会」といいます。)に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は信託期間中に当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間内に取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。信託終了時に、株価の上昇等により信託収益がある場合には、受益者要件を充足する当社従業員に対して金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員への追加負担はありません。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、357百万円、139,900株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

323百万円

V 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,717百万円
2. 関係会社に対する金銭債権	22,411百万円
関係会社に対する金銭債務	1,941百万円
3. コミットメントライン契約	
コミットメントライン契約総額	17,000百万円
借入実行総額	10,000百万円
当事業年度末における未実行残高	7,000百万円

4. 財務制限条項

貸借対照表の固定負債の「長期借入金」には、期末日後12か月以内に特約条項を遵守することを条件としている借入金が22,893百万円含まれております。

当社の借入金の一部について、以下の特約条項を遵守することが求められており、当該特約条項に抵触した場合、貸付人の請求によって契約上のすべての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

- ・各事業年度の末日における貸借対照表の純資産の金額を、直近の事業年度の末日における純資産の合計の75%以上に維持すること。
- ・各事業年度の末日における損益計算書の当期純損益が2期連続して損失とならないようにすること。

当社は、当事業年度末時点において当該特約条項を遵守することが困難となる兆候はないと判断しております。

VI 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売	上	高	395百万円
仕	入	高	398百万円
販売費及び一般管理費			295百万円
営業取引以外の取引高			10,743百万円

VII 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当期首株式数 (株)	当期増加株式数 (株)	当期減少株式数 (株)	当期末株式数 (株)
自己株式				
普通株式	1,818,338	127	29,200	1,789,265
合計	1,818,338	127	29,200	1,789,265

- (注) 1. 普通株式の自己株式数の増加127株は、譲渡制限付株式の無償取得によるものであります。
 2. 普通株式の自己株式数の減少29,200株は、デジタルガレージ従業員持株会専用信託から従業員持株会への売却によるものであります。
 3. 当期末株式数には、デジタルガレージ従業員持株会専用信託が所有する当社株式が139,900株含まれております。

VIII 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	59百万円
賞与引当金	130百万円
前受金	69百万円
未払事業税	11百万円
減価償却超過額	567百万円
投資有価証券評価損否認	381百万円
関係会社株式評価損否認	3,204百万円
組織再編に伴う関係会社株式	848百万円
株式報酬費用	731百万円
その他	1,170百万円
繰延税金資産小計	7,169百万円
評価性引当額	△6,429百万円
繰延税金資産合計	739百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△58百万円
繰延税金負債合計	△58百万円
繰延税金資産の純額	682百万円

IX 関連当事者との取引に関する注記

1. 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	林 郁	被所有 直接 10.62%	当社代表取締役	金銭報酬債権の 現物出資 (注)	35	—	—
役員	踊 契 三	被所有 直接 0.08%	当社代表取締役	金銭報酬債権の 現物出資 (注)	14	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

譲渡制限付株式報酬に伴う金銭報酬債権の現物出資によるものであります。

2. 子会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)DGベンチャーズ	所有直接 100.00%	管理業務の受託 資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注)1	220	短期貸付金	20,072
				利息の受取 (注)1	273	—	—
				配当の受取 (注)2	1,400	—	—
子会社	(株)DGフィナンシャル テクノロジー	所有直接 100.00%	管理業務の受託 役員の兼任	配当の受取 (注)2	3,706	—	—
子会社	Digital Garage US, Inc.	所有直接 100.00%	管理業務の受託 役員の兼任	増資の引受 (注)3	1,333	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 市場金利を勘案し条件を決定しております。
- 剰余金の分配可能額を基礎として決定しております。
- Digital Garage US, Inc.の行った株主割当増資を引き受けたものであります。

X 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

「I 重要な会計方針に係る事項に関する注記 6. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

XI 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 502円40銭
- 1株当たり当期純利益 52円16銭

(注) 1株当たり純資産額の算定に用いられた当事業年度末の普通株式及び1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式分を控除する他、デジタルガレージ従業員持株会専用信託が所有する当社株式(当事業年度末139,900株、期中平均株式数157,736株)を控除して算定しております。

XII 重要な後発事象に関する注記

(株)カカコム株式の譲渡)

当社は、2026年5月12日開催の取締役会において、Kamgras 1(株) (以下「公開買付者」といいます。(注1))との間で、公開買付者が実施するカカコム株券等(以下に定義します。)に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を含む、カカコム株式(以下に定義します。)を非公開化することを目的とした一連の取引(総称して、以下「本取引」といいます。)に関して、以下の記載の事項等に関する、公開買付けへの不応募等に関する契約(以下「本不応募契約」といいます。)を締結することを決議し、同日付で本不応募契約を締結しました。

(注1) 公開買付者は、EQT AB(publ) (関係会社及びEQT AB(publ)が直接又は間接に支配し、若しくは重要な影響力を有するその他の関連事業体を含め、以下「EQT」といいます。)の関係会社が管理又はアドバイスを提供するBPEA Fund IX Pte. Ltd.によりその子会社を通じて持分の全てを間接的に所有されているKamgras Limitedを親会社として日本法に基づき設立されたKamgras 2(株) (以下「公開買付者親会社」といいます。)の完全子会社であり、当社の持分法適用会社である(株)カカコム(以下「カカコム」といいます。)の普通株式(以下「カカコム株式」といいます。)及び新株予約権(以下「カカコム株式と併せて「カカコム株券等」といいます。)を取得及び所有し、カカコムの事業活動を支配及び管理することを主たる目的として2026年4月6日に設立された株式会社です(注2)。

(注2) EQTは、公開買付期間中に、Kamgras Limitedを完全親会社とする、日本法に基づく単独又は複数の株式会社を設立し、本公開買付けの決済完了後、当該株式会社が、直接又は間接に、公開買付者親会社の株式の全てを取得する可能性があります。その場合、当該株式会社は、公開買付者及び公開買付者親会社の完全親会社となります。

- (1) 公開買付者が実施するカカコム株券等に対する本公開買付けに、当社が所有するカカコム株式の全てを応募しないこと
- (2) 公開買付者が本公開買付けによりカカコム株券等の全て(当社及びKDDI(株) (以下「KDDI」といいます。))が所有するカカコム株式並びにカカコムが所有する自己株式を除く。)を取得できなかった場合に、カカコムの株主を当社、KDDI及び公開買付者のみとするためのスクイーズアウト手続(カカコム株式の併合を含み、以下「本スクイーズアウト」といいます。)を実施すること
- (3) 本スクイーズアウト後、当社が所有するカカコム株式の全て及びKDDIが所有するカカコム株式の全てを対象としたカカコムによる自己株式取得(以下「本自己株式取得」といいます。)を実施すること
- (4) 本自己株式取得の実行後、本自己株式取得で得た金銭の一部を原資として、公開買付者親会社又は公開買付者の他の完全親会社であって公開買付者が指定する者(総称して、以下「再出資対象会社」といいます。)に対して再出資し、再出資対象会社の普通株式(議決権所有割合約20%)を取得すること

また、翌事業年度中に本取引が完了した場合、損益計算書上、特別利益として約400億円を計上する見込みです。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

株式会社デジタルガレージ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田純一郎 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 内川裕介 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社デジタルガレージの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社デジタルガレージ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表（IX 重要な後発事象に関する注記）に記載されている通り、会社は、2026年5月12日開催の取締役会において、Kamgras 1(株)（以下「公開買付者」という）との間で、公開買付者が実施するカカコム株券等に対する公開買付けを含む、カカコム株式を非公開化することを目的とした一連の取引に関して、公開買付けへの不応募等に関する契約を締結することを決議し、同日付で本不応募契約を締結した。本公開買付けが成立し、本取引が実施された場合には、会社は公開買付者の完全親会社である再出資対象会社の議決権所有割合約20%に相当する数の株式を継続保有することとなり、再出資対象会社は会社の持分法適用会社となる予定である。

また、翌連結会計年度中に本取引が完了した場合、連結損益計算書上、その他の収益を計上する見込みである。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

株式会社デジタルガレージ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田純一郎 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 内川裕介 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社デジタルガレージの2025年4月1日から2026年3月31日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表（Ⅻ 重要な後発事象に関する注記）に記載されている通り、会社は、2026年5月12日開催の取締役会において、Kamgras 1(株)（以下「公開買付者」という）との間で、公開買付者が実施するカカコム株券等に対する公開買付けを含む、カカコム株式を非公開化することを目的とした一連の取引に関して、公開買付けへの不応募等に関する契約を締結することを決議し、同日付で本不応募契約を締結した。翌事業年度中に本取引が完了した場合、損益計算書上、特別利益を計上する見込みである。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第31期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月21日

株式会社デジタルガレージ 監査等委員会

監査等委員長 六 彌 太 恭 行 ㊞

監査等委員 井 上 準 二 ㊞

監査等委員 牧 野 宏 司 ㊞

監査等委員 内 野 州 馬 ㊞

(注) 監査等委員井上準二、牧野宏司及び内野州馬は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上